業務委託契約書株式会社

vogue（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（業務委託）

1. 甲は、次にかかげる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

   (1) 甲の提供する飲み会交流サービスアプリケーション「ＧＮＢギャラ飲みボーイズ」（以下「本件サービス」という。）における「承諾会員」として、本件サービスの「申込会員」から依頼の入った一定の日時・場所において会食、運動、カラオケ、ショッピング等をすること（以下「飲み会交流」という。）に適宜参加する業務
   (2) 別紙同意書面に同意した場合、同書面記載の業務
   (3) 甲乙間で協議の上で合意した業務
   (4) その他前各号に付随する一切の業務

2. 乙は、委託業務を善良な管理者の注意をもって適法に行う。

3. 乙は、本件サービスの利用規約を確認し、その内容を承諾した上で委託業務を行わなければならない。

4. 乙が、法的に飲酒を許されていない年齢である場合、申込会員から飲酒するよう勧められたとしても、絶対に飲酒してはならない。

第２条（著作権、プライバシー権及び肖像権等）

2. 乙は、本件サービスに用いる写真及びプロフィール等（以下「写真等」という。）が、著作権、プライバシー権及び肖像権等を含む第三者の一切の権利を侵害するものではないことを表明し、保証する。

3. 甲は、本件サービス及び乙を宣伝する目的で、写真等を使用することができる。

4. 乙は、前項の場合、乙が有する写真等の著作権、プライバシー権、肖像権等の一切の権利を主張することができない。

5. 写真等の使用が、第三者の著作権、プライバシー権及び肖像権等の権利を侵害するものであり、これにより甲が損害を被った場合、乙は、甲に対して、損害を賠償する義務を負う。

第３条（表明保証）

乙は、甲に対し、自らの提供する自らに関する情報が全て真実であることを表明し、保証する。

第４条（非専属）

乙は、委託業務類似の業務を含め、甲以外の第三者から他の業務を受託することができる。

第５条（業務の報告）

1. 乙は、委託業務の履行に当たり、関係諸法令を遵守し、委託業務の進捗状況等につき、甲の指定する方法で、甲に報告する義務を負う。

2. 乙は、委託業務の履行にあたり問題が生じた場合、速やかに甲にその旨を通知する。

3. 甲は、乙に対して、必要に応じて、委託業務の進捗状況等について報告を求めることができ、乙はこれに応じる義務を負う。

第６条（第三者との紛争）

1. 乙が、委託業務の遂行に当たり、申込み会員を含む第三者との間に紛争を生ぜしめた場合、乙は自らの責任において、当該紛争を解決しなければならない。

2. 前項の場合、甲が、第三者に対して、損害の賠償等をした場合、乙は、甲に対して、その全額（甲が支出した相手方への支払い及び弁護士費用等を含む）を支払わなければならない。

第７条（報酬）

1. 委託業務の報酬は、別紙報酬基準に基づき計算した金額を支払うものとする。ただし、甲乙間で協議し、別の基準で合意した場合、当該基準で計算したものが優先するものとする。

2. 甲は、乙の業務委託料を当月末日締めの翌月末日払いの条件にて、乙指定の銀行口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

3. 乙は、前項に定める期限より以前に支払いを求める場合、事務手数料として報酬の２％を甲に対して支払わなければならない。

第８条（権利及び地位の譲渡等）

乙は、甲の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部または一部を打算者に譲渡し、引受けさせもしくは担保に供してはならない。

第９条（再委託）

乙は、甲の事前の書面による同意なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。

第１０条（守秘義務）

1. 乙は、本契約に関して甲及び申込会員から開示または提供された個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定するものをいう。）、顧客情報、企業情報等（以下「機密情報」という。）を善良なる管理者の注意を持って扱い、事前に書面により甲及び申込会員の同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用しまたは第三者（法令上守秘義務のある専門

第１１条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

   (1) 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
   (2) 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること

2. 甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

3. 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第１２条（契約の解除及び損害賠償）

1. 甲及び乙は、相手方が、本契約のいずれかの条項に違反し、催告後、相当期間を経過してもなお債務不履行が是正されない場合、本契約の一部または全部を解除することができる。なお、解除権の行使が、相手方に対する損害賠償請求権の行使に影響を及ぼさないものとする。

2. 乙は、２ヶ月前までに甲に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

第１３条（契約期間）

本契約の契約期間は、契約締結日から起算して１年間とする。ただし、契約期間満了日の２ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合、本契約は自動的に１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第１４条（準拠法及び合意管轄）

本契約は日本法に準拠するものとし、本規約に起因しまたは関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

第１５条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合、こう及び乙は、双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲・乙が記名ないし署名、押印の上、各１通ずつ保持する。

令和　　2025年　　12月　　9日

甲所在地大阪市北区天神橋4-7-7名称株式会社vogue代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

乙

住所＿＿

氏名＿＿

TEL＿＿

同意書面

乙は、本同意書面記載の事項について理解し、甲乙間の令和年月日付業務委託契約書第1条第1項第2号記載の業務が、男性（ゲイ・バイセクシュアル）の方が利用するアダルト・性的サービスを提供する業務（以下「本件業務」といいます。）であることを理解した上で、以下の各項に同意します。

1. 乙は、本件業務が、男性（ゲイ・バイセクシュアル）の方が利用するアダルト・性的サービスを提供する業務であることを理解しました。

2. 乙は、盗撮・強制性交・性病への対策を含め、自己の身体の安全を確保するための対策を自己の責任において行わなければならないことを理解しました。

3. 乙は、委託業務の遂行に当たり、申込み会員を含む第三者との間に紛争を生ぜしめた場合、乙は自らの責任において、当該紛争を解決しなければならないことを理解しました。

□　上記に同意いただきましたらチェックをお願いします。